瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年7月24日(木) 午後2時から午後3時

2 開催場所 瀬戸市役所庁議室

3 出席委員

農業委員 農地利用最適化推進委員 1番 伊藤 憲昭 1番 磯村 幸成 2番 井上 俊英 2番 江尻 雅之 3番 小澤 早由里 欠 3番 大澤 憲男 4番 加藤 卓夫 4番 加藤 晴次 5番 作石 正太郎 5番 藤田 茂夫 6番 高島 八十三 6番 前田 晴美 7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
2番 井上 俊英 2番 江尻 雅之 3番 小澤 早由里 欠 3番 大澤 憲男 4番 加藤 卓夫 4番 加藤 晴次 5番 作石 正太郎 5番 藤田 茂夫 6番 高島 八十三 6番 前田 晴美 7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
3番 小澤 早由里 欠 3番 大澤 憲男 4番 加藤 卓夫 4番 加藤 晴次 5番 作石 正太郎 5番 藤田 茂夫 6番 前田 晴美 7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
4番 加藤 卓夫 4番 加藤 晴次 5番 作石 正太郎 5番 藤田 茂夫 6番 高島 八十三 6番 前田 晴美 7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2)		
5番 作石 正太郎 5番 藤田 茂夫 6番 高島 八十三 6番 前田 晴美 7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2)		
6番 高島 八十三 6番 前田 晴美 7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
7番 武田 晴光 7番 松原 清 8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
8番 長江 和春 8番 山田 泰司 9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2)		
9番 中村 征実 10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
10番 藤井 義廣 11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
11番 矢野 洋三 欠 12番 横道 厚子 (出席 18 欠席 2) 4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
12番横道 厚子(出席 18 欠席 2)4 議事日程 議題 第37号議案 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
4 議事日程 議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
議題 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
	1	件
第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
No. 2 Part 1 120 Part 1 1 Part 1	1	件
第40号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について	9	件
報告事項		

報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第23号 現況証明願出書について

報告第24号 買受適格証明願について

1 件

2 件

2 件

1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会7月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の3番 小澤 早由里(おざわ さゆり)委員、11番 矢野 洋三(やの ようぞう)委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が 指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

7番 武田 晴光 (たけだ はるみつ) 委員、

8番 長江 和春(ながえ かずはる)委員を指名いたします。

(第37号議案)

議長

では、これより議事に入ります。「第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は 1,499㎡です。今後は500㎡を田、残りを畑として利用予定です。

当該農地は、加齢により管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約1,536㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。第37号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第37号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。 第37号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第38号議案)

議長

続きまして、「第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の2筆で、面積は895㎡です。転用目的は、資材置き場及び駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北が工場、他が水路及び道路となっており、近隣 農地への支障はありません。

排水は、西側の集水桝から同じく西側の水路に向かって排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。 第38号議案につきましては以上です。 議長

事務局の説明は終わりました。第38号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま せんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。 第38号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第39号議案)

議長

続きまして、「第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の2筆で、面積は1,684.5㎡です。転用目的は、資材置き場及び駐車場です。

立地基準は、他の第3種・第2種農地に該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北が道路、他は資材置き場に囲まれており、近隣 農地への支障はありません。雨水は勾配による北側の道路への排水と、敷地 内での自然浸透を予定しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。 第39号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第39号議案について、ご質疑はございませんか。

長江委員

北側に隣接する土地について、個人名義の道路で間違いないでしょうか。

藤井委員

個人名義の道路へ排水して問題はないですか。

事務局

認定道路となっているため、問題はありません。

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。 第39号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第40号議案)

議長

続きまして、「第40号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」 を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸手及び借手の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されましたが、すべて地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号1の農地は、新規の利用権設定です。借手は申請地で前所有者の頃から耕作をしており、3条により所有者が変更となったため、改めて利用権設定をするものなので、利用権設定することに支障はありません。

番号2と3の農地は、借手が同じで、営農箇所の拡大の利用権設定です。 かりて 借手は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障は ありません。

番号4の農地は、新規の利用権設定です。借手は農業委員の面談により営農に問題なしと判断しており、利用権設定することに支障はありません。

番号5と6の農地は、借手が同じで、営農箇所の拡大の利用権設定です。 かりて 借手は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障は ありません。

番号7と8と9の農地は、借手が同じで、期間満了による更新の利用権設定ですので、利用権設定することに支障はありません。

なお、9件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等 は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただい ておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予 防の観点からも承認できるものと考えられます。

第40号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第40号議案について、ご質疑はございませんか。

髙島委員

番号7から9の農地について、去年まではジャガイモを耕作していたが、 今年から米を植えております。地域の田植えの時期から遅れて作業を行うため、地域が水を止めたい中干しの時期に水を引き入れ、隣地に水が漏れてしまい問題になっていました。その他にも様々な地域で近隣農地と問題を起こしているため、事務局より指導を行ってもらいたいです。

事務局

地域で営農をする以上、その地域のルールを守り、地域からの理解を得ていただいたうえで、耕作をしてもらうように指導を行っております。今後も引き続き指導を行っていきますが、地域からのご指導も不可欠なため、ご協力をお願いいたします。

藤井委員

申請の段階で、地域のルールを説明する場を設けるか、農事組合との面談 を行った証明書を添付させるなど対策を練るべきだと思います。

事務局

効果的な方法を模索し、検討していきます。

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

山田委員

地域の農業のルールを守れない人が認定農業者であることに疑問を感じます。

議長

質疑を終結し、採決を行います。第40号議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数あり)

議長

賛成者が多数のため、第40号議案は原案のとおり承認することに決しま した。 (報告事項)

議長

続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第21号、22号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、 農地法第5条第1項第6号の届出については2件ありました。面積等は記載 のとおりです。

報告第23号、24号 現況証明願出書については2件、買受適格証明願については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。 これにて、瀬戸市農業委員会7月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。